

平成30年度 福島市中心市街地活性化協議会 事業計画

1. 設置目的

福島市において策定される「福島市中心市街地活性化基本計画」が、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、社会的、経済的及び文化的活動拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図る計画となるように、地域住民および関係機関団体の合意形成や広報PRを行いながら、福島市に対する意見の提出を行うと共に、計画認定後には記載事業の進捗状況を確認することを目的とする。

2. 検討事項

(1)中心市街地の活性化に係る総合調整

- イ 福島市中心市街地活性化基本計画の実施に関し必要な事項についての意見提出
- ロ 福島市中心市街地の活性化及び福島駅周辺の将来ビジョンに関する事業の総合調整
- ハ 福島市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- ニ 福島市中心市街地の活性化に寄与する調査・研究の実施
- ホ 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換
- へ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信
- ト その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2)中心市街地の活性化に関する事業の調整

- イ 市街地整備改善に関する事業
- ロ 都市福利施設整備に関する事業
- ハ 街なか居住促進に関する事業
- ニ 商業活性化に関する事業
- ホ 都市交通の整備に関する事業
- へ その他中心市街地の活性化に関する事業

3. 会議

(1)協議会

- 運営会議や分科会等で検討した個別事業や活性化事業に関して、合意形成を図るための協議会を開催する。(年2回程度・関係者35団体の代表で組織)

(2)運営会議

- 分科会等で検討した個別事業や活性化事業について、関係機関団体の調整を図るための会議を開催する。(随時)
 - ・運営主体や計画を策定する関係機関団体等で組織

(3)分科会

- 中心市街地活性化を図る上で必要な個別事業や活性化事業について検討を行う。
 - ①(仮称)福島駅前通り活性化検討会(随時)
 - (平成26年11月に設置した「福島駅前通りリニューアル推進会議」より名称変更)
 - ◇検討事項
 - (i)福島駅前通りリニューアル後の景観形成の推進
 - ・ファサード整備を含めた景観協定による修景整備事業の推進
 - (ii)賑わい創出のためのソフト事業などの効果的实施に向けた検討
 - ・イベント開催場所としての環境整備に関する検討(歩行者天国化等)

②県庁通りリニューアル検討会（随時）（平成24年7月設置）

◇検討事項

(i) 県庁通りまちづくり計画に沿った各種事業の推進

(ii) 大原総合病院・上町テラスなど周辺施設等との連携による県庁通りの商業活性化の推進

(4)福島赤十字病院の開院による中心市街地活性化策についての検討

○福島赤十字病院の平成31年1月移転開院に向け、周辺地域の活性化策について検討を行う。

(5)福島県立医科大学新学部の駅前通り栄町地区設置に関する支援

○平成33年4月に開学を予定する福島県立医科大学の保健医療系新学部の設置について、福島県並びに福島県立医科大学、福島市と連携しながら中心市街地活性化の推進に向けた協議を行う。

4. まちづくり講演会の開催

○中心市街地活性化のまちづくりの必要性を関係機関・団体はもとより広く市民にPRするため、まちづくり講演会を開催する。

5. 先進地視察会の開催

○まちづくりにおける先進的な事例を視察し、中心市街地の魅力づくりについて研究する。

6. 無料貸し傘サービス事業の実施（継続事業）

○中心市街地活性化基本計画に位置付けられる「シンボルストリート」（福島駅前通りから大原総合病院の区域）における歩行者の利便性と回遊性の向上を図るため、無料貸し傘サービス事業「ももりん貸し傘サービス事業」を実施する。

7. その他の事業

(1)中心市街地の商店街活性化に関する事業の支援

○商店街を始め、関連する企業・団体等が連携し賑わいを創出する事業（福島駅前元気プロジェクト等）を支援することで、中心市街地の活性化を図る。

(2)若者のまちづくりへの参画の推進

○若い世代に魅力あるまちの創造を図るため、若者のまちづくり活動への参画に向けた関係機関と連携した仕掛けづくりを推進する

(3)まちなかイベント等の情報発信

○中心市街地におけるイベント等の情報についてホームページの充実を図り、効果的な情報発信を行う。

8. 広 報

(1)各種会議で情報の発信及びPR

(2)関係機関団体で実施するまちづくりセミナーや講習会、研修会の案内

9. その他目的達成に必要な事業